監査公表第５号

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第１９９条第１４項の規定により、千歳市長から令和７年度財政援助団体監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和８年３月２６日

千歳市監査委員　澤　田　　徹

千歳市監査委員　山　崎　昌　則

団体（補助金等名称）	指摘事項	講じた措置
千歳市町内会連合会（コミュニティ活動推進事業補助金）	・　コミュニティセンターに係る少額の物品購入において、団体の会計規則上認められていない立替払による経理処理が行われていた。	・　千歳市町内会連合会会計規則の一部改正を行い、新たに「立替払」の取扱いに関する規定を定めた。（施行日：令和８年４月１日）

（担当：市民環境部市民生活課）